

参考資料  
電源開発促進税との比較

一般社団法人 太陽光発電協会調べ

	電源開発促進税	法定外目的税 太陽電池パネルに課税
税収の用途	原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図り、発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため	環境の保全と防災対策及び市民生活環境の維持向上等
課税客体	一般送配電事業者が供給した電気（電源種によらない）	太陽光発電設備を設置し売電（発電）事業を行う行為
税率	1,000kWhにつき 375 円 すなわち、 1 kWh 当たり 0.375 円	パネル面積 1 平方 m 当たり 50 円と仮定した場合、 1kWh 当たり約 0.3 円
納税義務者	一般送配電事業者	太陽光発電設備を設置し売電（発電）事業を行う者
<u>電源間の競争における公平性への影響</u>	<u>無し</u>	<u>有り（太陽光発電事業のみに課税）</u>
<u>負担した税の売電価格等への転嫁</u>	<u>可能（託送料金に上乗せ）</u>	<u>不可能（FIT における売電価格に上乗せは出来ない）</u>